

<<<変更対照表>>>

○大田区議会個人情報保護条例（案）

変更後条例（案）	変更前条例（案）
<p>第2条第4項 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下<u>この章から第3章まで及び第6章において</u>「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。</p> <p>第18条第1項 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報<u>（削除）</u>の開示を請求することができる。</p> <p>第20条第1項 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報<u>（削除）</u>（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>第20条第1項第2号ウ ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の<u>役員及び</u>職員を除く。）、独立行政法人等の<u>役員及び</u>職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員<u>並びに</u>地方独立行政法人の<u>役員及び</u>職員をいう。）である場合において、（以下略）。</p> <p>第25条 開示等の請求があつたときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に応じるか否かを決定し、その旨を書面により<u>（削除）</u>請求者に通知しなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 <u>（第2項削除）</u> <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して44日<u>以内に限り</u>その期間を延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、<u>当該延</u></p>	<p>第2条第4項 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。</p> <p>第18条第1項 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。</p> <p>第20条第1項 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第9条第2項に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>第20条第1項第2号ウ ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、（以下略）。</p> <p>第25条 開示等の請求があつたときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に応じるか否かを決定し、その旨を書面により速やかに請求者に通知しなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項において当該請求に応じない決定（請求の一部について応じない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該請求を</p>

変更後条例（案）	変更前条例（案）
<p data-bbox="145 219 778 293"><u>長の理由及び請求に対する可否を決定することができる時期</u>を書面により通知しなければならない。</p> <p data-bbox="145 439 790 629">第27条第2項 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（<u>以下この章において「開示決定」という。</u>）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、（以下略）。</p> <p data-bbox="145 674 790 1014">第30条 （手数料等） この条例の規定による開示等の請求に係る手数料は、無料とする。 2 <u>前項の規定にかかわらず</u>、第28条第1項の規定により交付する写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。 3 前項の費用<u>について、別に定める額を負担しなければならない。</u></p> <p data-bbox="145 1093 790 1615">第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求を受理した日の翌日から起算して20日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 <u>（第2項削除）</u> 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して<u>50日以内に限り</u>その期間を延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、<u>当該延長の理由及び請求に対する可否を決定することができる時期</u>を書面により通知しなければならない。</p> <p data-bbox="145 1771 790 1995">第38条第1項第1号 （1）第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、<u>又は</u>第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき（以下略）</p>	<p data-bbox="813 219 1463 394">受理した日の翌日から起算して44日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p data-bbox="813 439 1463 591">第27条第2項 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、（以下略）。</p> <p data-bbox="813 674 1463 1055">第30条 （費用負担） この条例の規定による開示等の請求に係る手数料は、無料とする。 2 第28条第1項の規定により交付する写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。 3 前項の費用の額は、大田区情報公開条例施行規則（昭和60年規則第81号）第9条第2項の規定を適用する。</p> <p data-bbox="813 1093 1463 1727">第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求を受理した日の翌日から起算して20日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項において当該請求に応じない決定（請求の一部について応じない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて訂正請求者に通知しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して<u>50日</u>を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p data-bbox="813 1771 1463 1984">第38条第1項第1号 （1）第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき<u>又は</u>第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき（以下略）</p>

変更後条例（案）	変更前条例（案）
<p>第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求を受けた日の翌日から起算して20日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>（第2項削除）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して50日以内に限りその期間を延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、当該延長の理由及び請求に対する可否を決定することができる時期を書面により通知しなければならない。</p> <p>第48条見出し （開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）（本文略）</p> <p>第50条 （審議会への諮問及び意見照会） 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大田区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年条例第67号）第1条に規定する大田区情報公開・個人情報保護審議会（次項において「審議会」という。）に諮問することができる。</p> <p>（1）この条例を改正し、又は廃止しようとする場合</p> <p>（2）第9条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合</p> <p>（3）前2号に掲げる場合のほか、議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項について、議会は審議会へ意見を求めることができる。</p> <p>第53条 議会は、保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。</p> <p>第54条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求を受けた日の翌日から起算して20日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項において当該請求に応じない決定（請求の一部について応じない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して50日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>第48条見出し （開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）（本文略）</p> <p>第50条 （審議会への諮問） 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大田区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年条例第67号）第1条に規定する大田区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。</p> <p>第53条 議会は、自己情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。</p> <p>第54条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。</p>

変更後条例（案）	変更前条例（案）
<p>（提案理由） 個人情報の保護に関する法律の<u>改正</u>に伴い、<u>必要な事項を定めるため</u>、条例を制定する必要があるの で、この案を提出する。</p>	<p>（提案理由） 個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、規定を 整備するため、条例を制定する必要があるので、こ の案を提出する。</p>